

○熊本県警察の巡査長に関する訓令

平成8年12月10日
本部訓令甲第17号

熊本県警察の巡査長に関する訓令(昭和42年熊本県警察本部訓令甲第10号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 熊本県警察の巡査長に関しては、巡査長に関する規則(昭和42年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この訓令の定めるところによる。

(巡査長の選考)

第2条 規則第4条の規定による巡査長の選考は、警察本部長が必要と認めるときに行う。ただし、巡査部長昇任試験に合格した者については、その合格の日から巡査長に任用するものとする。

(巡査長資格者の通知)

第3条 警察本部長は、勤務年数が規則第4条第1号に規定する年数に達した者を所属の長に通知するものとする。

(所属長の推薦)

第4条 所属の長は、前条の規定により通知された者及び規則第4条第2号の選考要件に該当する者の中から巡査長候補者を選考し、巡査長候補者選考結果報告書(別記様式)により推薦の有無を警察本部長に報告するものとする。

2 前項の場合において、所属の長は、次の各号のいずれかに該当する者については、推薦することができない。

(1) 減給以上の懲戒処分を受け、その処分発令の日から1年を経過していない者

(2) 休職中又は長期療養中の者

(巡査長選考の方法)

第5条 警察本部長は、前条第1項の規定により所属の長から推薦された巡査長候補者の中から、書類審査により巡査長を選考するものとする。ただし、必要と認めるときは、面接審査を併せて行うものとする。

附 則

この訓令は、平成9年1月1日から施行する。

附 則(平成31年3月1日本部訓令第2号)

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

別記様式

巡查長候補者選考結果報告書

[別紙参照]

※ 別記様式 (略)